

3022

8-15
10.37-2

圖書番号

GAA1/1

No. 2308 昭

8-15-37-2

三十二年十月現在

婦人の職業対策施設一覽

労働省婦人少年局

女性と仕事の未来館



00969934



目次

一、内職補導施設設置要綱	一
内職公共職業補導所設置場所	二
二、家事サービス職業補導施設設置要綱	三
家事サービス公共職業補導所教程基準	六
家事サービス公共職業補導所設置場所	一三
(参考資料 未亡人等の職業対策に関する建議)	一三
三、簡易家事サービス職業補導施設設置要綱	一六
簡易家事サービス公共職業補導所設置場所	一九

一、内職補導施設設置要綱

一、目的

家庭外で働くことの困難な未亡人、主婦、身体障害者、高令者等を対象として、内職に必要な技能を付与し、内職につくための便宜をはかるとともに、内職に関する諸般の援助を行うことを目的とする。

二、名称

本施設の名称は〇〇内職公共職業補導所とする。

三、設置場所

東京、大阪、愛知、神奈川、福岡のほか、主要都市に設置するものとする。

四、施設

施設は借上げとし、事務室、会議室、相談室等を置く。

五、事業内容

左に掲げるものとする。

イ、内職に関する補導

ロ、内職に関する相談、斡旋と苦情処理

ハ、内職工賃の調査、相談

ニ、内職の把握と内職情報の提供

六、補導種目

当該地域における内職求人の実態にかんがみ、必要な種目をえらぶものとする。

七、補導期間

補導期間は画一的なものせず、内職の実態に応じ、就業前必要な期間を定めるものとする。

八、職員配置

本施設の運営に要する職員は、所長、書記、指導員、相談幹旋員とし、身分は地方公務員とする。

九、国庫負担金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを負担する。

内職公共職業補導所設置場所

名	称	所	在	地	電話番号																																			
東	京	都	内	職	公	共	職	業	補	導	所	東京	都	江	東	区	深	川	門	前	仲	町	一	の	二	七	64	四	三	〇										
神	奈	川	県	内	職	公	共	職	業	補	導	所	横	浜	市	中	区	寿	町	四	の	一	四	九	横	浜	公	共	職	業	安	定	所	内	(8)	三	〇	六	一	七
長	野	県	内	職	公	共	職	業	補	導	所	長	野	市	三	輪	田	町	一	、	二	九	〇	長	野	市	福	社	会	館	内	一	二	八	三					
愛	知	県	内	職	公	共	職	業	補	導	所	名	古	屋	市	中	区	小	林	町	三	六	24	三	四	〇	二													
大	阪	府	内	職	公	共	職	業	補	導	所	大	阪	市	東	区	京	橋	三	ノ	三	五	29	五	〇	六	〇													
兵	庫	県	内	職	公	共	職	業	補	導	所	神	戸	市	生	田	区	下	山	手	通	二	ノ	一	五	(3)	三	五	八	五										
岡	山	県	内	職	公	共	職	業	補	導	所	岡	山	市	西	中	山	下	一	六	五	(2)	三	六	八	七														
福	岡	県	内	職	公	共	職	業	補	導	所	八	幡	市	本	町	四	丁	目	婦	人	の	家	内	三	七	四	六												

二、家事サービス職業補導施設設置要綱

一、目的

未亡人等の福祉対策の重要性にかんがみ、就業に困難な未亡人等を対象として、信頼性あり、且つ有能な家政婦を育成することにより、未亡人等の就業の促進をはかることを目的とする。

二、名称

本施設の名称は「家事サービス公共職業補導所」とする。

三、設置場所

東京、大阪とする。

四、事業内容

1. 補導の対象

未亡人、その他の女子であつて、新しく家政婦、家事使用人となることを望む者及び現に家政婦、家事使用人として就業している者。

2. 補導内容

- (1) 家政婦の心得（一般教養を含む）
- (2) 調理
- (3) 繕いもの、裁縫
- (4) 洗濯

(5) 住居器具の手入れ

(6) 乳幼児の世話

(7) 病人の世話

(8) 家庭管理

(9) 応接

3 補導期間

(1) 二カ月制

新しく家事サービスの職業に就こうとする者に対しては原則として二カ月制により補導種目の全課程を修了せしめる。

(2) 単元制

現に家政婦、家事使用人である者、又は二カ月制によりがたい事情にある者については、短期間の単元制補導を行う。

4 修了証明

補導修了者に対しては、修了証明書を付与する。

5 就職斡旋

補導修了者に対しては、公共職業安定所の職業紹介を通じ就職の促進を図る。

五、職員配置

本施設運営に要する職員は所長、書記、常任講師、指導員、保姆とし、身分は地方公務員とする。

なお、別に若干の時間制講師をおく。

所長は必ず婦人とする。

六、国庫負担金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫において、これを負担する。

家事サービスマ公共職業補導所教程基準

総時間 264

課目	題目	時間数			備考
		計	講義	実習	
家政婦の心得	婦人の職業と家政婦 現代家庭の状況 地域家庭の年中行事 家政婦の働き方	計	10	0	婦人の職業一般 家族構成
		小	10	0	
		計	10	0	
家政婦の健康	家族事情による適応性、秘密の厳守、信頼性、能率	計	15	45	栄養の知識と献立作成 食品衛生（食品・食器等の消毒）を含む、 フロンパンガス、石油コンロ使用上の注意を含む。 穀類、粉類、麺類 惣菜、一品料理、即席料理
		小	15	45	
		計	15	45	
調	献立のつくり方 燃料 主食品の調理と取扱 惣菜料理法 弁当・酒肴料理	計	60	35	
		小	60	35	
		計	60	35	

解体の仕方 食品の見分け方 食品の保存法 漬物 計量 器具の取扱	小 衣服の縫い方 布団の縫い方 型紙の補正 毛糸絹物	計 24 0 24	5 10	人数による分量の見積り、目計り、手計り、計量器、トースター、ミキサー、マヨナイザー、鍋、その他近代調理器 (実習時間の内、見学 3時間・・・ 一般家庭)
	裁縫と繕いもの 小 繊維と洗剤の知識 衣服・寝具・附属品の管理 洗濯屋に出す時の注意	計 31 10 21	10	繊維と洗剤の関係 衛生的、経済的取扱・日常の手入 処理法、心得

課目	題 目	時 間 数			備 考
		計	講義	実習	
洗濯と被服管理	衣服のくりまわし 衣類・寝具の洗濯と仕上の仕方 簡易ドライ・クリーニング 漂白法・しみ抜き 電気洗濯機の操作			21	簡単な更生利用、染色法を含む 板張り、伸子張りの技術を含む 衣服の部分洗い、その他 各種電気洗濯機について (見学 3時間……洗濯業)
住居と器具の手入	物のしまい方・整理整頓 庭園・排水 清潔法 住居の安全 日常の掃除 家具・建物・器物・敷物の手入 家庭用機械・器具の取扱 室内の装飾・設備の仕方 包装と荷造りの仕方	20	10	10	家の外まわり 駆虫、殺虫、シミ箱 戸締り、火の用心 屋内、屋外、用具と用剤 日常手入、塗装 電気器具一般、ミシン、喫房具 耀き方を含む。
	小 計				

乳幼児の世話	小	計	30	15	15	心身の発育の知識 排泄、清潔、睡眠、着衣の自立 運動、玩具、絵本、童話、その他 幼児向き献立と調理、間食の与え方 人工栄養法 離乳の準備と離乳期食物の調理 特に乳児について (実習時間中 見学の時間……… 病院、乳児院等)
	乳児と幼児について よい習慣 遊びの相手 病気の早期発見と手当 幼児の食物 調乳と授乳 離乳について 入浴のさせ方					
病人の世話	小	計	30	10	20	体温、脈はく、呼吸の計り方あん法、病人の取扱、病床のつくり方、伝染病患者の取扱 日常衛生 病床日記、慰安
	家庭看護一般 病気の予防と発見 病人の世話 病人食の調理 急救処置 消毒の仕方 マツカージの仕方					

課目	題目	時間数			備考
		計	講義	実習	
家庭管理	小計	30	20	10	(実習時間中見学 3時間……… 病院)
	家庭経済一般 買物の仕方 物の使い方 仕事の仕方 時間の使い方 現金の取扱		20		商品知識 消費の合理化、家庭廃品の処理を含む 貯金、為替、納税の仕方、領収書の扱
	家計簿のつけ方 ガス、電気メータの読方			10	水道、ガス、電気料金の支払 (見学 3時間……… 一般家庭)

応 接	小計	17	5	12	
	和洋式作法一般 訪問客に対する応待の仕方 客の接待 食卓のつくり方 電話 留守番		5	12	(見学6時間.....ホテル)
	計	252	95	157	(見学計 12時間)
総計		264時間			

家事サービス公共職業補導所設置場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東京都家事サービス公共職業補導所	東京都新宿区戸山町一丁目戸山ハイッ内	03 九七六〇
大阪府家事サービス公共職業補導所	大阪市東区京橋三の三五	06 三、一六六

(参考資料)

未亡人等の職業対策に関する建議

昭和二九、九、二五 婦人少年問題審議会

戦後の我国における未亡人福祉対策の特殊な重要性にかんがみ、本審議会婦人労働部会では、福祉対策の一環としての職業対策の問題をとりあげ、かねて審議をつづけてまいりました。即ち、未亡人に適した職業分野をひろく採しとめ、そのうち最も適職と考えられるものについては、健全適正な諸条件のもとに未亡人等を就職せしめる方途を考究し、職業そのものの健全化と未亡人等の福祉の増進に資することを意図したのであります。

この審議の過程において、家事奉仕職業は、未亡人に最も適した職業の一つである上に、現に求人要求が求職者数をはるかに上廻る実情にあり、未亡人職業対策の見地から注目すべき分野であると認められましたので、更にこの職業をめぐる諸事情について実地の調査を行い、必要な対策が考究されたのであります。本審議会は石婦人労働部会における討議の結果について更に審議を行い、未亡人等の職業対策の一環として次の如き事項の実施実現が極めて有効且緊要であるとの結論に達しました。よつて本審議会は、政府においてこれが実現につき速かに特別な考慮を払われんことを建議します。

記

一、家政婦研修所の設置

最所の家庭事情に即応した家事奉仕の技術、個人家庭に適應するための必構え等を短期間に教育補導し、

信頼性あり雇主からよろこばれる有能な家政婦を育成すると同時に、家政婦の簡易斡旋を併せ行う施設を設けること。

二、適切な紹介業務の運営

公共職業安定所においては、未亡人等の職業対策として家政婦を簡易登録の対象に加え、できれば家事奉仕部（仮称）を設けて、求人求職双方の側から利用し易いよう適切な連用をはかること。

さらに、その資質をはかるため、登録者については研修を併せ行い、これを受講した家政婦は、相互の連絡、協助、資質向上等のため、組織をもつよう指導促進すること。

尙家事奉仕部の業務を一般に周知徹底せしめるよう積極的に広報活動を行うこと。

三、家事奉仕職業についての啓蒙

家事奉仕職業に従事する未亡人等の自覚、補導による質の向上はもとより、雇用主側も、家事の合理化、使い方の改善等により家政婦の受入態勢をととのえ、社会一般も家政婦に対する理解と認識をふかめるよう啓蒙して、その社会的効用をたかめること。

四、健康管理の実施

家事奉仕職業に従事するもの自身及び、サービスする家庭の保健上から考え、家事奉仕職業者の健康管理実施に適切な措置を講ずること。

右に関連し健康保険加入を可能にする方途をもあわせ講ずること。

（埋 由）

(一) 未亡人等は一般に職業についての技能や経験に乏しく、また年令も比較的たかく、そのうえ女手に扶

養する子女を抱えているなどの点が雇用の隘路となつていて、現在の不況下で就職は甚しく困難な実状にありますが、反面家庭生活に關しては、経験も豊かで年功によつて陶冶された常識辛抱強く慎重で、行届いた家事処理などが期待され、一家の支柱となつて働いている未亡人は特に責任感、積極性、定着性などが長所とされています。かかる点から考え、家事奉仕職業は未亡人等の通職の一つと考えられます。

(二) 戦後婦人の地位の向上、民主化の進展に伴い女中として他人の家庭に住込むことを嫌う傾向があります。他方雇用主側でも住宅の狭隘化、賃金の昂騰等により住込の女中を常備することが困難となつて来ております。しかし家庭の用事は一向減少せず、又婦人自身が家庭を外に活動する場合も多くなりつつありますので、派出婦、家政婦の需要は多く、少くとも都会地ではこの傾向は益々多くなるものと考えられます。そして現在、全国私営職業紹介事業における最近六ヶ月間の家政婦紹介状況をみますと登録家政婦は平均一六、八二四人に対し、求人件数二〇、一二四で家政婦の労働市場は供給不足であります。

(三) 以上のような状況から考え、未亡人等の家事奉仕職業への就職斡旋を一層強力に行うことが必要と考えられます。しかしそれと同時に一方では家政婦は種々なる家庭の複雑且変化に富む環境に順応し、適切に家事を処理せねばならず、又最近家庭用機械器具の使用も普及してその操作についての知識技術も必要となり、家事家政の未経験者はもとより経験者も指導訓練再教育が必要と認められる事情にあります。そしてかかる教育訓練は雇用主側の要望にも添う所以でありますと共に家事奉仕職業を新たな形に向上せしめる効果をもつことが期待され、これによつて就職の希望者も漸次増加するであり

ましよう。

研修所の設置がかかる意味で必要であると考えられます。

(四) 又一方、家事奉仕職業の労働条件を適正ならしめて、これに従事する人達の健康を保持すること。この職業についての一般の理解を深からしめるための広報活動を行つて受入態勢をととのえると共に需要の増加をはかること等も同時に必要と考えられます。

(五) 尙家事奉仕職業の紹介は、現在ひろく職業紹介機関事業によつても行われて居りますが、これらの機関における登録者をも前記研修所で教育訓練しその一層の活動を期待すべきであります。そしてこれと同時に公共職業安定所においても現在の簡易斡旋の一部として行われている家事奉仕職業の紹介を別に専門の一品を設けて強化せられることが必要であると考えられます。

これ等は本審議会婦人労働部会の諸調査の結果からの結論でありまして、この建議をするに至つた理由であります。

三、簡易家事サービス職業補導施設設置要綱

一、目的

婦人の職業対策の一環として、農村における中学卒業者を主たる対象として家事サービスに関する簡易職業補導を實施して、都市の家庭に役立つ健康な家事使用人を育成し、あわせてその就業を促進することを目的とする。

二、名称

本施設の名称は〇〇県〇〇簡易家事サービス公共職業補導所とする。

三、設置場所

設置希望の府県のうち、概ね五府県を選定して設置し、一所当り年二回以上職業補導を実施する。

四、施設

施設は補導期間中借上げとし、事務室、実習室を置く。

五、事業内容

1. 補導の対象

中学の新規卒業生その他の女子であつて、都市の家事使用人として就業することをのぞむ者

2. 補導定員

一回三〇名を原則とする。

3. 補導内容

イ、家事使用人の心得（都市生活に関する一般教養をふくむ）

ロ、食事の文度と後片付

ハ、洗濯と仕上げ

ニ、掃除と器具の扱い方

ホ、子供の世話

ヘ、健康管理と身だしなみ

4. 補導期間

原則として二週間とし、実習を主として補導内容の全過程を修了せしめる。

5. 修了証明

補導修了者に対しては修了証明書を付与する。

6. 就職斡旋

補導修了者に対しては、公共職業安定所の職業紹介を通じ、就職の促進をはかる。

六、職 員

本施設運営のため、設置期間中、必要な職員を置く

七、国庫補助金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを補助する。

簡易家事サービス公共職業補導所設置場所

設置県	主管課	主管課所在地	電話番号
秋田県	産業労働部職業安定課	秋田市土手長町一	五、五二一
山形県	商工労働部職業安定課	山形市旅籠町 三〇一	三、四七六
新潟県	労働部職業補導課	新潟市学校町通一番町	(3) 四、一一一
長野県	社会部職業安定課	長野市大字南長野	三、一一一
鹿児島県	民生労働部職業安定課	鹿児島市山下町六八	四三七

参考資料

昭和三十一年度

婦人の職業対策施設一ヶ所当り平均国庫補助額内訳
 内職公共職業補導所

市の調査
 市の調査
 市の調査

市の調査

市の調査

一ヶ所当り平均国庫補助額		補助率	備考
人件費	六二二、一五〇円	三分の一	昭和三十一年度大阪府においで家導サ 施設費一八〇〇〇 〇〇〇円を計上うち 〇〇〇円を国庫においで補助
事業費	四八八、二五〇円		
計	一一一〇、三七五円		

昭和三十一年度
 市の調査
 市の調査

家事サービス公共職業補導所

市の調査

一ヶ所当り平均国庫補助額		補助率	備考
人件費	七五四、〇〇〇円	三分の一	昭和三十一年度大阪府においで家導サ 施設費一八〇〇〇 〇〇〇円を計上うち 〇〇〇円を国庫においで補助
事業費	四三六、五〇〇円		
計	一一九〇、五〇〇円		

○簡易家事サービス公共職業補導所

事業費	一県当り平均国庫補助額	補助率	備考
	101,000円	三分の一	一県年二回実施

ニ昭和三十三年度

婦人の職業対策施設補助に必要な経費概算要求状況

○内陸公共職業補導所

既設八ヶ所の運営費のほか二十ヶ所新設を要求

補助率 二分の一

○家事サービス公共職業補導所

既設二ヶ所の運営費のほか一ヶ所新設を要求

補助率 二分の一

○簡易家事サービス公共職業補導所

既設五県のほか新に五県に新設を要求

補助率 三分の一

長野 信濃 各一ヶ所

十ヶ所
相模野 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨
五ヶ所 長野 山梨 山梨 山梨 山梨
七ヶ所

